

27川監公第8号
平成27年4月27日

川崎市職員措置請求に係る措置結果通知について（公表）

川崎市職員措置請求に係る勧告（平成26年9月9日付け26川監第353号）について、川崎市長及び川崎市教育委員会委員長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づく措置結果の通知がありましたので、同条同項の規定に基づき公表します。

川崎市監査委員	村	田	恭	輔
同	奥	宮	京	子
同	菅	原		進
同	宮	原	春	夫

27川総行革第20号
平成27年4月23日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様
同 奥宮 京子 様
同 菅原 進 様
同 宮原 春夫 様

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員措置請求に係る監査の結果に基づく措置について（通知）

平成26年9月9日付け26川監第353号で通知のありました勧告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、次のとおり措置を講じましたので通知します。

川崎市職員措置請求に係る監査の結果に対する措置状況

1 公文書館、看護短期大学、計量検査所及び競輪選手宿舎の機械警備委託について

[勧告の要旨]

平成27年度以降の契約に当たっては、1者による特命随意契約とすることなく、法令及び市の規則等を踏まえ競争性のある契約方法に変更されたい。

[措置内容]

平成27年度の契約に当たっては、法令及び市の規則等に基づき、より適切な契約方法を検討した結果、公文書館及び競輪選手宿舎の機械警備委託については、一般競争入札を実施し、公文書館については総合警備保障株式会社と5年間で契約金額58万3,200円の長期継続契約を、競輪選手宿舎については、京浜警備保障株式会社と5年間で契約金額90万720円の長期継続契約を締結しました。

また、看護短期大学及び計量検査所の機械警備委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約を、川崎市契約規則第26条第1項の規定に基づき3者の見積合せを実施し、看護短期大学については、セコム株式会社と5年間で契約金額47万3,040円の長期継続契約を、計量検査所については、同じくセコム株式会社と単年度で契約金額10万1,088円の契約を締結しました。

(総務局、経済労働局、健康福祉局)

2 御幸老人いこいの家に関わる機械警備委託について

[勧告の要旨]

平成27年度について、御幸日中活動センターの指定管理者に対し、御幸老人い

こいの家に関わる契約を御幸日中活動センターの契約に統合するよう指示されるとともに、御幸日中活動センターの仕様書に基づいた面積案分による費用負担を行うこととされたい。

[措置内容]

御幸日中活動センターの指定管理者である社会福祉法人県央福祉会と協議し、平成27年度から御幸老人いこいの家に係る機械警備委託契約を社会福祉法人県央福祉会が一括して行い、御幸日中活動センターと御幸老人いこいの家との面積案分割に応じた費用負担を行うこととしました。

(健康福祉局)

川崎市監査委員 村 田 恭 輔 様
同 奥 宮 京 子 様
同 菅 原 進 様
同 宮 原 春 夫 様

川崎市教育委員会委員長 峪 正 人

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 9 項の規定により、平成 26 年 9 月 9 日付け 26 川監第 353 号で提出のありました監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 勧告の要旨

ゆうゆう広場たかつの機械警備委託について、今一度、効果的な施設の機械警備のあり方を検証した上で、平成 27 年度以降の契約に当たっては、1 者による特命随意契約とすることなく、法令及び市の規則等を踏まえ競争性のある契約方法に変更されたい。

2 措置内容

上記勧告については、「ゆうゆう広場たかつ」が、指定管理者が管理を行う「みぞのくち保育園」と同一建物内にあることから、両施設の安全性確保や効率的・効果的で競争性のある契約方法について、「みぞのくち保育園」の指定管理者と協議を行いました。

その結果、平成 27 年度の機械警備委託については、「ゆうゆう広場たかつ」及び「みぞのくち保育園」の建物一体について教育委員会事務局が一括で契約し、「みぞのくち保育園」の指定管理者が契約金額の 2 分の 1 を負担する協定を、当該指定管理者と締結することとしました。その上で、平成 27 年 3 月に競争性の高い契約方法である指名競争入札を実施し、同年 4 月 1 日付けで総合警備保障株式会社川崎支社と契約金額 155,520 円にて契約いたしました。